

しょうぼう 東分署 だより



発行 令和6年3月5日
〒513-0053
鈴鹿市中箕田町1139番地の1
鈴鹿市中央消防署東分署
発行責任者 東分署長 伊藤 雄一
電話・FAX 059-384-0119

第25回全国女性消防操法大会参加



ひ
令和5年10月21日、鈴鹿市Hiまわり分団（女性消防団）が、東京都で開催されました全国女性消防操法大会に参加しました。

それぞれの団員が仕事などで忙しい日々を送る中、訓練を重ね、大会では訓練の成果を十分に発揮し、結束力がより強固になりました。

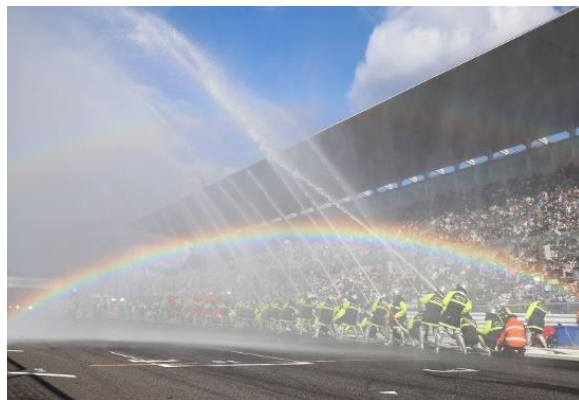


消防団は、地域に最も身近で欠かすことのできない防災機関です。女性が地域防災活動に参加することで、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営や防災の備えなどが可能になります。今後、女性消防団の必要性は高まっており、さらなる活躍が期待されています。

消防出初式

令和6年1月7日に消防出初式が盛大に執り行われ、今年は過去最高の来場者数となる約6,000人を記録しました。

毎年、消防団による一斉放水や、消防署救助隊員による救助訓練などが人気で、小さいお子様から大人まで、興味津々で見ただき、会場から歓声が上がっていました。



住宅用火災警報器



管内で住宅火災が発生しています。そこで皆さんに再確認ですが、ご自宅に「住宅用火災報知器」は設置されているでしょうか？

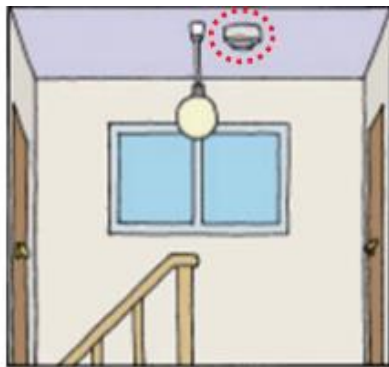
住宅火災で亡くなった人の多くは、寝ているときの逃げ遅れが原因と考えられます。住宅用火災報知器によって早めに火災の発生を知ることができたなら、助かった可能性があります。家族の尊い命を守るために、住宅用火災報知器の適切な設置と維持管理をお願いします。住宅用火災報知器の交換時期は約10年です。設置した時期から約10年経ったら本体の交換を行ってください。

・住宅用火災報知器の設置場所

設置が義務付けられている場所は、就寝する部屋です。寝室が2階にある場合は階段にも設置が必要になります。ご自宅の設置個所を確認してみましょう。



寝室



寝室がある階への階段

住宅用火災警報器を取り付けていない住宅は法令違反です。消防署では設置していない住宅に取り付けサポートを行っています。

設置にお困りの方は気軽にご相談ください。※住宅用火災警報器は、消防署では販売していません。



消防署での住民票の写し交付サービスを終了します

平成13年から消防署で行っていましたが住民票の写しの引き渡しを令和6年3月31日（日）をもって終了します。

今後はマイナンバーカードを活用したコンビニエンスストア等での証明書交付サービスをご利用ください。

※コンビニエンスストア等での利用可能時間は、午前6時30分から午後11時です。

住民票はコンビニで発行できます！



鈴鹿市消防本部 公式 X 随時更新中！



鈴鹿市消防本部の公式 X アカウントで、消防行政情報や鈴鹿市消防本部の魅力を発信しています。是非フォローをお願いします。

(ユーザー名) : 鈴鹿市消防本部【公式】

(アカウント名) : @suzukaFD119



鈴鹿市消防本部【公式】
@suzukaFD119



※返信やフォローバックには対応いたしませんのでご了承ください。